

青森県報

号外第五十四号

平成二十一年
七月六日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県自殺対策緊急強化基金条例	……	(障害福祉課)	…二
青森県森林整備加速化・林業再生基金条例	……	(林政課)	…三
青森県職員定数条例の一部を改正する条例	……	(人事課)	…五
職員の退職手当に関する条例及び常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	……	(同)	…六
青森県県税条例の一部を改正する条例	……	(税務課)	…三
青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	……	(こどもみらい課)	…三六
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	……	(農村整備課)	…三七
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例	……	(漁港漁場整備課)	…三六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	……	(建築住宅課)	…三六
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	……	(整備企画課)	…三〇
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	……	(病院局 経営企画室)	…三〇
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例	……	(警察本部 警務課)	…三三
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	……	(同)	…三三

青森県自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を緊急に強化するための事業（以下「自殺対策緊急強化事業」という。）に要する経費及び自殺対策緊急強化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地域自殺対策緊急強化交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、自殺対策緊急強化事業に要する経費及び自殺対策緊急強化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県森林整備加速化・林業再生基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける森林整備加速化・林業再生事業費補助金により、森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業・木材産業等の再生を図るための事業（以下「森林整備加速化・林業再生事業」という。）に要する経費並びに森林整備加速化・林業再生事業を行う市町村、森林組合等に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける森林整備加速化・林業再生事業費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、森林整備加速化・林業再生事業に要する経費及び森林整備加速化・林業再生事業を行う市町村、森林組合等に対する補助に要する経

費の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、六〇五人」を「三、九四六人」に改め、同項第二号中「三八人」を「二七人」に改め、同項第三号中「二〇人」を「九人」に改め、同項第四号中「三三人」を「一九人」に改め、同項第六号中「二四人」を「二〇人」に改め、同項第七号中「二八人」を「二六人」に改め、同項第十号中「二九二人」を「二五九人」に改め、同項第十二号中「一、〇七〇人」を「一、〇二四人」に改め、同項中「七、二八五人」を「五

五二五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の手当に関する条例及び非常勤の特別職の職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

職員の手当に関する条例及び非常勤の特別職の職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「第四章 雑則(第十一条 第十四条)」を「第四章 退職 雑則」に改める。

手当の支給制限等(第十一条 第十八条)

(第十九条 第二十一条)

第二条の三を第二条の四とし、第一章中第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に、「（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。）」を加え、「は、同項」を「は、前項」に改める。

第五条の二第二項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「支給に」を「退職手当に」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「同条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切

り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第六条の四第四項第一号中「その勤続期間が」を「のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第八条を削る。

第七条の五の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第三項を削り、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「及び」という。）」を削る。

「第四章 雑則」を「第四章 退職手当の支給制限等」に改める。

第十一条を次のように改める。

（定義）

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関）をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を青森県報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十一条とし、第十三条の二を第二十条とする。

第十三条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の三項を加える。

3 職員が第七条の四第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の三を削る。

第十二条の二の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払つことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思量するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第一号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第十二条の二第四項中「一時差止処分を受けた」を「前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に、「した者」を「行つた退職手当管理機関」に改め、同条第五項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に、「第二号」を「第三号」に、「一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に、「一時差止処分の目的」を「支払差止処分の目的」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合
- 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

第十二条の二第八項を削り、同条第七項中「一時差止処分を」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分を」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「任命権者」を「当該支払差止処分を行った退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第十二条の二第九項及び第十項を次のように改める。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当

の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

第十二条の二第十一項を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条

第三項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般

の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
い。

4 青森県行政手続条例（平成七年七月青森県条例第十七号）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができない場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行うおとすときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 青森県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第十六条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額を支払う前死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 青森県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)(が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)(において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)(に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する青森県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)(は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)(の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)(が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑

事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手

当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 青森県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会の意見の聴取)

第十八条 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

2 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第五章 雑則

附則第九項中「第十三条」を「第十九条第二項」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第十二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十五項中「第十三条」を「第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例及び常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年七月青森県条例第六十一号）第一条の規定による改正前の第十三条」に改める。

附則第十八項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第十九項中「第十三条」を「第十九条第二項若しくは職員の退職手当に関する条例及び常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年七月青森県条例第六十一号）第一条の規定による改正前の第十三条」に改める。

附則第二十項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三十一項中「者を」を「者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和三十五年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（遺族の範囲等）

第五条 第二条に規定する遺族の範囲等及び退職手当の支給制限等の取扱いについては、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県

条例第六十二号）第二条の二、第十一条、第十二条、第十三条第一項、第二項（第二号を除く。）、第四項、第五項、第七項及び第十項、第十四

条第一項（第二号及び第三号を除く。）、第五項及び第六項、第十五条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第四項から第六項まで、第十七

条第四項及び第六項から第八項まで並びに第十八条の規定を準用する。この場合において、同条例第十一条第二号本文中「懲戒免職等処分及びこ

の章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関」とあるのは「知事」と、同条例第十二条第一項中「次の各号のいずれか」

とあるのは「禁錮以上の刑に処せられ失職をした者」と、同条例第十三条第五項第二号中「場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合」とあるのは「場合」と、同項第三号中「かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分」とあるのは「当該支払差止処分」と、同条例第十四条第一項中「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とあるのは「事情」と読み替えるものとする。
第六条を削り、第七条を第六条とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定及び第二条の規定による改正後の常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を、「第七条の四並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「申告する際」を「申告する際に、」に改める。

第九十三条の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第四項中「農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「申告する際」を「申告する際に、」に改める。

第九十三条の九第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に、「本条」を「この条」に改める。

第三百三十七条第一項第二号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第百五十一条の二第一項中「(第四項)を」「(第三項)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の規定による減免の対象となる自動車は、当該自動車の利用に係る身体障害者又は重度精神障害者一人につき一台に限るものとする。

第百五十一条の二第五項中「前項」を「第三項」に改める。

附則第三条の三第一項第二号中「及び第四条の六第一項」を「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改め、同項第三号中「第五条の四第六項」の下に「、第五条の四の二第五項」を加える。

附則第四条の六の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四条の七 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者について、法附則第五条の四の二第一項の規定の適用がある場合においては、同項前段に規定する控除額(同項後段の規定の適用がある場合には、同項後段に規定する控除限度額に相当する金額)を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十九条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十条及び第四十条の二の規定の適用については、第四十条中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第四条の七第一項」と、第四十条の二中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第四条の七第一項」とする。

附則第五条第二項中「第四条の三第一項」の下に「、第四条の六第一項」を加え、同条第三項中「第四条の六第一項」を「第四条の七第一項」に改める。

附則第六条の二第三項第二号中「及び第四条の六第一項」を「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に、「第三十九条の二前段」を「第三十条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条前段」に

改める。

附則第六条の三第三項第二号中「及び第四条の六第一項」を、「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改める。

附則第七条第一項中「第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項第二号中「及び第四条の六第一項」を、「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改める。

附則第七条の二第二項中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第七条の二の二中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第八条第四項第二号中「及び第四条の六第一項」を、「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改める。

附則第八条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第四項第二号中「及び第四条の六第一項」を、「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改める。

附則第八条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条中「()」の下に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第八条の二の七第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第二号中「及び第四条の六第一項」を、「第四条の六第一項及び第四条の七第一項」に改める。

附則第九条第一項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」を「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第二項中「又は第十八項」とあるのは「」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「」を「租税特別措置法第七十条の四第二十四項」を、「」を「租

税特別措置法第七十条の四第二十九項若しくは第三十項に改め、「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十三条第五項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十一年六月二十二日」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「第十三条第一項」を「第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定（特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

附則第十三条の四中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第三百七十七条及び第五百十一条の二の改正規定並びに附則第十三条第五項の改正規定

並びに附則第四項及び第五項の規定は公布の日から、附則第七条第一項、第七条の二、第七条の二の二及び第八条の二第二項の改正規定は平成二十二年四月一日から、附則第八条の二の七第一項の改正規定は平成二十三年一月一日から、第九十三条の六、第九十三条の七及び第九十三条の九第一項の改正規定並びに附則第九条及び第十三条の四の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に規定する日から施行する。

2 改正法附則第一条第五号に規定する日前の改正前の青森県県税条例第九十三条の六第一項及び第三項、第九十三条の七第二項及び第四項並びに附則第十三条の四に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県県税条例附則第九条の規定は、改正法附則第一条第五号に規定する日以後の改正後の青森県県税条例附則第九条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の改正前の青森県県税条例附則第九条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の青森県県税条例附則第十三条第五項の規定は、平成二十一年六月二十二日から適用する。

5 平成二十一年六月二十二日前に改正前の青森県県税条例附則第十三条第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡（同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県条例第六十三号

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「子育て支援対策臨時特例交付金」の下に「及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十五項」を「第二十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十八年度から平成二十年度まで」を「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県漁港管理条例附則第四項の規定は、平成二十一年四月一日以後の占用の許可に係る漁港施設占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る漁港施設占用料については、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

(青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同条第三号中「第三十一条の二第二項第十六号二及び第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二及び第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

別表第一号中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十六号二若しくは第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二若しくは第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大字河原木」の下に「八太郎一丁目、八太郎二丁目、八太郎三丁目、八太郎五丁目、八太郎六丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第十七条第二項第一号中「により」を「による」に改め、「受けた者」の下に「（在職期間中に当該処分を受けるべき行為をしたと認められる者を含む。）」を加え、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当に係る退職をした者が在職期間中に前項第一号に規定する行為をしたと認められるときは、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十七条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中国を(國)とし、(田)を(田)とし、(甲)を(甲)とし、(乙)を(乙)とし、(丙)を(丙)とし、(四)を(四)とし、(五)を(五)とし、(六)を(六)とし、(七)を(七)とし、(八)を(八)とし、(九)を(九)とし、(十)を(十)とし、(十一)を(十一)とし、(十二)の次に次のように加える。

(十) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「三九九人」を「三八八人」に、「二、六七八人」を「二、六六五人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭